

医療費を支払ったとき



医療費を支払うと
税金が戻ってくると
聞いたのですが・・・



医療費控除

多額の医療費を支払ったときは、確定申告を行うことで
所得税が還付される場合があります。

- あなたや生計を一にする配偶者その他の親族のために支払った医療費があるときは、次の算式によって計算した金額を医療費控除として所得から差し引くことができます。
- 1月1日から12月31日までに実際に支払った医療費に限って控除の対象となります。未払となっている医療費は、実際に支払った年の控除対象となります。

◎医療費控除額の計算方法

$$\left[\begin{array}{c} \text{その年中に} \\ \text{支払った医療費} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{c} \text{保険金などで} \\ \text{補てんされる金額} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{c} \text{10万円又は所得金額の5\%} \\ \text{(どちらか少ない額)} \end{array} \right] = \left[\begin{array}{c} \text{医療費控除額} \\ \text{(最高200万円)} \end{array} \right]$$

注1:保険金などで補てんされる金額とは、社会保険などから支給を受ける療養費、出産育児一時金、医療費の補てんを目的として支払を受ける損害賠償金や生命保険契約などの医療保険金、入院費給付金などです。

なお、保険金などで補てんされる金額は、その給付の目的となった医療費の金額を限度として差し引きますので、引ききれない金額が生じた場合であっても他の医療費からは差し引きません。

注2:医療費控除により軽減される税額は、その方に適用される税率により異なります。

◇医療費控除の対象となる医療費

病状などに応じて一般的に支出される水準を著しく超えない部分の金額が対象となります。

医療費控除の対象	控除の対象に含まれるもの	控除の対象に含まれないもの
<ul style="list-style-type: none"> ● 医師、歯科医師による診療や治療の対価 ● 治療のためのあんま・マッサージ・指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師などによる施術の対価 ● 助産師による分娩の介助の対価 	<ul style="list-style-type: none"> ● 医師等による診療等を受けるために直接必要な次のような費用 <ul style="list-style-type: none"> ・通院費 ・入院の対価として支払う部屋代や食事代 ・医師等の送迎費 ・医療用器具の購入や賃借のための費用 ・義手、義足、松葉づえ、補聴器、義歯等の購入の費用 ・身体障害者福祉法などの規定により、都道府県や市町村に納付する費用のうち、医師などの診療費用に当たるもの ・6か月以上寝たきりの人のおむつ代で、その人の治療をしている医師が発行した証明書(「おむつ使用証明書」)のあるもの ● 介護保険制度の下で提供される一定の施設・居宅サービスの対価 	<ul style="list-style-type: none"> ● 容姿を美化し、容ぼうを変えるなどの目的で行った整形手術の費用 ● 健康診断の費用 ● 自家用車で通院する場合のガソリン代や駐車料金 ● 治療を受けるために直接必要としない近視、遠視のための眼鏡や補聴器等の購入の費用
保健師や看護師、准看護師による療養上の世話の対価	左記以外の者で療養上の世話を受けるために特に依頼したものから受ける療養上の世話の対価	親族に支払う療養上の世話の対価
治療や療養に必要な医薬品の購入の対価	—————	疾病の予防又は健康増進のために供されるものの購入の費用
病院、診療所又は助産所などへ収容されるための人的役務の提供の対価	—————	—————

注1:人間ドックなどの健康診断の費用は控除の対象となりませんが、健康診断の結果、重大な疾病が発見された場合で、引き続き治療を受けるときには、この費用は医療費控除の対象となります。
注2:おむつ代について医療費控除を受けることが2年目以降で、介護保険法の要介護認定を受けている一定の人は、市町村長等が交付するおむつ使用の確認書等を「おむつ使用証明書」に代えることができます。

〈控除を受けるための手続〉

- 医療費控除に関する事項を記載した確定申告書を提出する必要があります。
- その際、医師などが発行した領収書等を確定申告書に添付するか、確定申告書の提出の際に提示する必要があります。
- 提出された医療費の領収書等の税務署での保存期間は1年です。後日、医療費の領収書等が必要となる方は、申告書に添付せずに、申告書を提出する際に提示(申告書を送付される場合には、医療費の領収書等の返戻を希望する旨の書面及び切手と返信用封筒を同封)してください。